

脱炭素先行地域づくり事業 LED 照明省エネ改修業務（その２）仕様書

1 業務の目的

瀬戸内市は、環境省が公募する脱炭素先行地域に令和５年４月に選定された。本市における脱炭素の実現に向け、公共施設の CO2 削減を目的として、邑久保育園、福岡ふれあいプラザ、福田コミュニティセンター、今城コミュニティセンター、豊原コミュニティセンター、本庄コミュニティセンター及び笠加コミュニティセンターの LED 照明改修を実施する。

2 業務概要

（１）業務の名称

脱炭素先行地域づくり事業 LED 照明省エネ改修業務（その２）

（２）業務の期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

3 業務の対象施設

- ① 邑久保育園（瀬戸内市邑久町尾張 1 1 5 9 - 1）
- ② 福岡ふれあいプラザ（瀬戸内市長船町福岡 5 0 0 - 1 5 8）
- ③ 福田コミュニティセンター（瀬戸内市邑久町福元 2 7 2 - 2）
- ④ 今城コミュニティセンター（瀬戸内市邑久町向山 3 6 - 1）
- ⑤ 豊原コミュニティセンター（瀬戸内市邑久町豊原 9 9 8 - 1）
- ⑥ 本庄コミュニティセンター（瀬戸内市邑久町本庄 2 3 7 0 - 1）
- ⑦ 笠加コミュニティセンター（瀬戸内市邑久町上笠加 1 2 5 - 1）

4 業務内容

対象施設の敷地内の照明器具のうち LED 化がされていないものについて、原則として全て LED 照明への取替を行う。

- （１）LED 照明の設置に係る調査、計画、施工、施工管理
- （２）既設照明器具等の LED 照明への改修、リサイクル廃棄処分
- （３）改修工事完成図書及び CO2 削減効果資料作成
- （４）その他、本業務実施に伴い必要となる事項

5 LED 照明器具改修工事の仕様

（１）共通

- ① 材料置場、駐車場は事業場所の敷地内や既存建築物の一部を使用可能とする。これらの設置に当たっては各施設管理者と協議するとともに、材料置場や駐車場が不足する場合には、受託者の負担で敷地外にて調達するものとする。
- ② 改修工事の作業時間は、各施設管理者と事前に調整を行うこと。

施設ごとの基本作業時間等

施設名	工事工程に関する条件
邑久保育園	日曜日及び祝日作業可能。平日及び土曜日に工事を実施する場合は、施工場所について施設管理者と入念に調整すること。
福岡ふれあいプラザ	平日を基本とする。土日祝日に工事を実施する場合は、施設管理者と調整すること。 時間帯は、８時３０分から１７時１５分までを基本とする。
各コミュニティセンター	平日を基本とする。土日祝日に工事を実施する場合は、施設管理者と調整すること。 時間帯は、８時３０分から１７時１５分までを基本とする。

③ 必要な養生を行い、現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受託者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、乳幼児等が利用する施設であるため、作業終了後の清掃は厳重に行い、電線の端材やカッターの歯などが落ちていないように徹底すること。

④ 執務や施設利用等に支障が生じないように十分配慮すること。

(２) 着工前

① 受託者は、設置作業の着工前に既設照明器具の取り付け方法・状態等を現地調査のうえ、LED 化施工計画を市へ提出し、承諾を得なければならない。(※様式については任意とする。)

② 受託者は、設置作業に先立って、市が提供する LED 配置図の記載内容を現地に確認し、設置予定である照明器具の仕様が分かる資料を提出のうえ、市の承諾を得ること。なお、記載内容と相違があった場合は、市が提供する LED 配置図の内容等を修正し、市へ速やかに提出し、協議するものとする。また、現地確認中に記載のない新たな対象の照明器具を発見した場合にも市が提供する LED 配置図に追記の上、市へ速やかに提出し、協議するものとする。なお、既設照明器具の回路電圧を確認し、その電圧に適した照明器具を提案すること。

③ 工事期間中、火災保険又は、それに代わる請負賠償責任保険等に参加し証書の写しを提出するものとする。

④ 工事工程は、施設運営に支障をきたさないように市と調整を行い、工程表を提出し、発注担当者の許可を受けたうえで、工事を実施すること。

(３) 改修工事

① 工事中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を行い、施設運営に支障がないようにすること。

② 改修作業に当たっての安全管理については、市と打ち合わせを行い、受託者負担で安全確保に必要な措置を講じること。

- ③ 改修作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- ④ 改修作業完了後、施設ごと完成図書等を提出するものとする。
- ⑤ 本仕様書に記載のない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。
- ⑥ 改修作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、市と協議する。
- ⑦ 受託者は、既設の照明器具等を撤去し、撤去した照明器具等は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。なお、撤去された照明器具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、マニフェスト等を確認することとする。なお、PCB含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに市に連絡し、協議すること。
- ⑧ ベースライトの設置に関して既存の吊りボルトは再利用して構わない。ただし、吊りボルトで天井から吊っていないベースライトがあった場合は、発注担当者と協議の上、設置方法を確定すること。

6 LED 照明器具等の仕様

（１） 一般事項

- ① 本業務における LED 照明器具の改修とは、既設照明器具の部分的な LED 化ではなく、照明器具本体の更新を行うことで LED 化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管 LED ランプ搭載器具を採用しないこと。
- ② 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーより選定すること。
また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ③ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- ④ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。
- ⑤ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑥ 照明器具の保証期間は３年とし、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- ⑦ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑧ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

(2) LED 灯具の性能・構造

- ① 光源 (LED) 寿命 40,000 時間以上 (光束維持率 70%以上) の製品であること。
- ② 現在使用している照明器具の光色を基本とする。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している部屋等がある場合については、発注担当者と協議の上、仕様を確定すること。
- ③ 照度については、JIS Z 9110、学校環境衛生管理マニュアル (最新版) 等に沿うこと。
- ④ LED 照明器具については、使用にあたりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。LED 更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

7 完成図書及び完成図

LED 照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、市に提出するものとする。提出については、各施設ごとに紙ベースで正・副 2 部及び電子データをメディア媒体に記録したものにより提出すること。

(1) 完成図書 (各施設単位で 正・副提出)

- ・納品書
- ・納入仕様書
- ・社内検査報告書
- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し (電子マニフェストも可)
- ・PCB 有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ・施工写真 (照明は部屋ごと、種類ごとに工事施工前中後の写真、照明の型番写真)
- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表 (月間)
- ・官公庁届出書の写し
- ・機器取扱説明書
- ・保証書
- ・施工体制表及び連絡体制表
- ・CO2 削減効果がわかる資料
- ・内訳明細書

(2) 完成図

- ・電子データ (JW CAD データ及び PDF データ)
- ・照明の竣工図面 (配置図等)

※A4 サイズで機器記号・照会記号を付すとともに、更新した設備がわかるように色付けすること。

8 書類等の提出先

瀬戸内市環境部生活環境課

9 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者がその都度協議のうえ、決定する。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たっては、法令（市の条例、規則その他の例規を含む。）を遵守すること。
- (3) 受託者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに発注担当者に連絡をすること。
- (4) 委託業務終了後に過失、疎漏に起因する不良個所があったとき、受託者は市が必要と認める補修その他の必要な作業を行うこと。
- (5) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 本業務において用いる電子データについては、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施すること。